## 発議案第31号

八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第 1項の規定により提出します。

平成24年12月3日

八千代市議会

議長 江野澤 隆 之 様

提出者 八千代市議会議員 秋 葉 就 一 印 賛成者 八千代市議会議員 原 弘 志 印 同 橋 本 淳 印 同 松 﨑 寛 文 印 同 小 林 恵美子 印

同

同

堀 口 明 子 印

中村健敏印

## 提案理由

財政事情を鑑み、議長等の議員報酬を現任期中に限り改め、議員及び市長等の期末手当の加算率を平成25年6月から平成26年12月までの間、ゼロに 改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与, 旅費及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

八千代市特別職の職員の給与,旅費及び費用弁償に関する条例(昭和49年 八千代市条例第1号)の一部を次のように改正する。

附則第16項を

16 平成25年6月1日から平成26年12月31日までの間に議長等に支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、同項中「月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「月額」とする。

と改め、附則に次の2項を加える。

- 17 平成25年6月1日から平成26年12月31日までの間に市長等に支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、附則第11項の規定にかかわらず、第3条第4項中「合計額に、当該合計額に100分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「合計額」とする。
- 18 平成25年1月1日から平成27年1月14日までの間に支給される議長等に係る議員報酬の額は、別表第1の規定にかかわらず、議長にあっては1月につき440,000円、副議長にあっては1月につき410,000円、議員にあっては1月につき400,00円とする。

附則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。